特別解説

開示規制違反に係る課徴金事例集の 公表について

証券取引等監視委員会事務局 開示検査課 課長補佐

髙 島 さや香

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)は、有価証券報告書をはじめとする各種開示書類の提出者等に対して開示検査を実施しており、重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令等の行政処分を行うよう勧告を行っている。

本稿では、証券監視委が公表した「金融商品取引法における課徴金事例集~開示規制違反編~」(平成26年8月29日公表)に基づき、課徴金納付命令勧告の状況及び不適正な会計処理の概要等を紹介したい。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめお断りしておく。

1. 課徴金納付命令勧告の状況

(1) 総論

平成17年4月に課徴金制度が開始されて以降、証券監視委は平成26年6月末までに、開示規制違反等に対して85件、計77億6,027万9,979円の課徴金納付命令勧告(開示規制違反関係)を行った。

勧告の内訳は「開示書類の虚偽記載」に対するものが81件、「開示書類の不提出」に対するものが3件、「公開買付開始公告の不実施」に対するものが1件である(表1参照)。

平成25年度においては、開示書類の虚偽記載に対して9件、計10億4,836万9,999円の課徴金納付命令勧告を行った。

(2) 上場市場別の傾向

違反行為者(発行者である会社)を市場別

に分類すると、本則市場・新興市場ともに44 件ずつとなっている(表2参照)。

上場企業のうち新興市場銘柄は3分の1程 度しかないことを考慮すると、新興市場銘柄 に対する勧告率が相当に高い傾向にあること が分かる。

具体的な事情は様々であるが、一般に、新興市場では会社の規模が小さく、意思決定権限や事務分担が特定の役職員に集中する傾向があり、また、特定部門における不正が会社全体の財務に大きな影響を与えやすいことが、その背景として指摘される。

平成25年度は、勧告を行った9件のうち6件が本則市場の上場会社であったが、これらの上場会社では、海外子会社に対する管理体制の不備や、過剰な業績重視の企業風土等に起因して、不適正な会計処理が行われていた。

<表1>課徴金納付命令勧告の内訳

(単位:件)

	年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
	虚偽記載の勧告件数	3	8	11	9	18	9	9	9	5	81
	発行開示書類等	1	0	0	1	3	1	0	0	0	6
	継続開示書類	1	5	6	6	7	2	6	5	2	40
	両方の書類	1	3	5	2	8	6	3	4	2	34
	大量保有・変更報告書	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	不提出の勧告件数	_	_	0	0	1	2	0	0	0	3
	発行開示書類	_	_	0	0	0	2	0	0	0	2
	継続開示書類	_	_	0	0	1	0	0	0	0	1
2	公開買付に係る勧告件数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1

⁽注)年度とは当年4月から翌年3月をいう。ただし、平成26年度は6月30日まで(以下において同じ)。

<表2>「開示書類の虚偽記載」に係る違反行為者(発行者である会社)の市場別分類 (単位:社)

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
東証計	4	9	11	8	17	5	8	10	3	75
東証1部	2	5	4	2	6	0	1	4	1	25
(うち旧大証1部)	1	1	2	0	2	0	0	1	0	7
東証2部	0	1	2	1	1	1	1	3	0	10
(うち旧大証2部)	0	0	2	1	0	1	0	0	0	4
マザーズ	0	0	1	2	7	2	3	0	1	16
ジャスダック	2	3	4	3	3	2	3	3	1	24
名証計	1	0	1	1	0	1	0	0	2	6
名証1部	1	0	1	1	0	0	0	0	1	4
セントレックス	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
札証計	0	0	2	0	0	2	1	0	0	5
札証 (本則)	0	0	2	0	0	0	1	0	0	3
アンビシャス	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
福証(本則)	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
本則市場計	3	6	11	4	7	1	3	7	2	44
新興市場計	2	3	5	5	10	7	6	3	3	44
年度別計	5	9	16	9	17	8	9	10	5	88

- (注) 1 個人による虚偽記載は含まない (表3及び表4において同じ)。
 - 2 複数の市場に上場している違反行為者があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。
 - 3 平成25年7月16日、東証と大証の現物市場が統合された。なお、平成25年7月15日以前に勧告を行った違反行為者について、東証1部と大証1部に上場していた場合には「東証1部」の欄に2件、「うち旧大証1部」の欄に1件と表示している(東証2部と大証2部に上場していた場合も同様)。

(3) 業種別の傾向

次に、違反行為者を業種別にみると、情報・ 通信業(18件)、サービス業(13件)、卸売業 (10件)、といった業種で勧告が多くなってい

る (表3参照)。

開示検査の対象の抽出は、様々な情報と財 務分析を基に、嫌疑の高い先から選定してい るため、当初から特定の業種を対象にしてい

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
情報・通信業	0	4	1	1	4	5	0	2	1	18
サービス業	0	0	1	1	5	1	1	3	1	13
卸売業	0	0	2	3	2	0	3	0	0	10
建設業	2	1	3	0	0	1	0	0	0	7
電気機器	0	1	0	0	2	1	0	1	0	5
小売業	0	2	0	1	0	0	1	1	0	5
機械	0	0	3	0	0	0	0	1	0	4
不動産業	0	0	0	1	0	0	0	0	2	3
食料品	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
倉庫・運輸関連業	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
水産・農林業	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
非鉄金属	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
輸送用機器	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
精密機器	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
証券・商品先物取引業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他金融業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
年度別計	3	8	11	8	15	8	9	9	4	75

<表3>「開示書類の虚偽記載」に係る違反行為者(発行者である会社)の業種別分類 (単位:社)

(注) 業種の別は、証券コード協議会「業種別分類に関する取扱要領」による。

る訳ではない。そうした中、勧告件数の多い 業種があるのは、これらの業種で経営不振の 会社が手を染めやすい手口があるように思わ れる。

例えば、情報・通信業では、ソフトウェア やライセンス等の無形固定資産が、また、サ ービス業や食料品の業種では、著作権やエリ ア営業権といった無形固定資産が不適正な会 計処理に利用される事例がみられる。

無形固定資産は、一般的に、資産の状況を目で見て確認することができないことや資産計上額に将来予測の要素が多く含まれること、劣化が早く一度に多額の損失が発生しやすいといった特徴があり、不適正な会計処理に利用されやすい勘定科目となっている。

なお、平成25年度においても、サービス業(3件)と情報・通信業(2件)の業態で勧告件数が多かったが、その違反事実の態様をみると、そのうちの4件は、土地やのれん、有価証券といった資産について適切な評価が

行われていなかったものである。

(4) 違反行為の科目の傾向

違反行為の科目別の内訳では、特別損失又は特別利益(24件)、資産(21件)、売上高(20件)において、勧告件数が多くなっている(表4参照)。

平成25年度においては、資産の科目で7件、特別損失の科目で4件の勧告を行っている。特別損失の内訳は、のれんの過大計上による損失の不計上が2件、投資有価証券評価損の過少計上が1件、土地の減損損失の不計上が1件となっており、いずれも会社が所有する資産について適切な評価が行われていなかったものである。

2. 開示規制違反の手法の傾向

不適正な会計処理に用いられる手法は様々 であるが、最近の開示検査では、以下のよう

年 度	22	23	24	25	26	計
売上高	7	5	3	2	3	20
売上原価	0	1	1	2	0	4
販売費及び一般管理費	2	1	0	2	0	5
営業外利益又は営業外費用	1	0	0	1	0	2
特別利益又は特別損失	9	6	5	4	0	24
資 産	5	4	4	7	1	21
負 債	0	0	1	1	0	2
純資産	0	0	0	2	1	3
年度別計	24	17	14	21	5	81

<表4>「開示書類の虚偽記載」に係る違反行為の科目別分類(単位:件)

(注) 複数の科目にわたる虚偽記載を認定し勧告した事例があるため、本表にお ける合計数と実際の勧告件数は一致しない。

な不正のパターンがしばしば確認されている。

- ① 不適切な会計処理の隠蔽を図るため、海外子会社や海外ファンドが利用されるケース。粉飾の仕組みが複雑化し、また国境を跨ぐことにより正確な実態の把握が困難となるため、長期間にわたって不正が表面化しないことがある。例えば、含み損を抱えた投資有価証券等に係る損失計上を先送りするため、海外に連結対象外のファンドを組成し、当該投資有価証券等を当該ファンドに資金を送金し、自社において営金とになって消費を送金し、自社において営金を送金して資産計上しつつ、当該資金を当社役員に還流させていた事例があった。
- ② 海外子会社等において不適切な会計処理が行われ、連結財務諸表に影響が及ぶケース。企業の海外進出が拡大する中、海外子会社等の財務情報に対して、現地固有の統制環境やリスクの評価も踏まえた適切なモニタリングが行えているか、企業集団全体としての内部統制のあり方が問われるようになっている。例えば、海外子会社において、適切な貸倒引当基準や在庫評価基準が作成されておらず、売掛債権に係る貸倒引当金や貸倒損失、棚卸資産に係る引当金が

- 過少に計上されていた事例や、投資していた外国債券について、償還可能性の評価に 当たって必要な確認作業を怠り、投資有価 証券評価損を計上していなかった事例があった。
- ③ 経営者や取締役等の会社幹部が主導して 不適正な会計処理が行われるケース。特に 新興企業では、会社幹部の発言力が大きく 管理部門が弱い傾向があり、会社幹部に対 する牽制が機能していないなどの内部統制 上の問題を抱えていることがある。例えば、 役員が会社の財務・会計システム上のデー タを改ざんして、取引先から支払われるリ ベート(仕入値引)を過大計上することで、 売上原価を圧縮させて業績を良く見せてい た事例や、2期連続債務超過による上場廃 止を回避する目的で、代表取締役の主導の 下、実態を伴わない物品販売契約を締結す ることで架空の売上を計上していた事例が あった。

3. 個別事例の概要

今回の事例集においては、開示書類の虚偽 記載に係る課徴金納付命令の勧告事例を16 件、開示書類の不提出に係る勧告事例を2件、 紹介している。 本稿では、そのうち3事例を紹介したい。

なお、具体的な虚偽記載の態様・不正の背景及びその他の事例については、証券監視委ウェブサイト(http://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20140829.htm)に掲載されている事例集本体をご覧いただきたい。

○ 架空売上の計上(事例1)

本件は、当社の海外販売子会社において、 基幹システム上で架空の受注伝票等を登録す ることにより、架空売上による売掛金の過大 計上等が行われたものである。

当社の海外販売子会社であるA社は、販売 代理店を介してエンドユーザーにプリンタ本 体及び交換用消耗品を販売する事業を行って いたが、A社代表取締役の主導の下、以下の 不適正な会計処理を行った。

- ・ A社は、販売代理店からの発注がないにもかかわらず、基幹システム上で架空の受注・出荷・請求・会計の各伝票登録を行うとともに、外部倉庫の担当者に指示して実際には出荷せずに簿外在庫を発生させる手口等により、架空の売上及び売掛金を計上した(図1参照)。
- ・ A社は、販売代理店に対して、販売実 績に対する報奨金として、月次の売上実 績に規定されたリベート率を乗じた金額

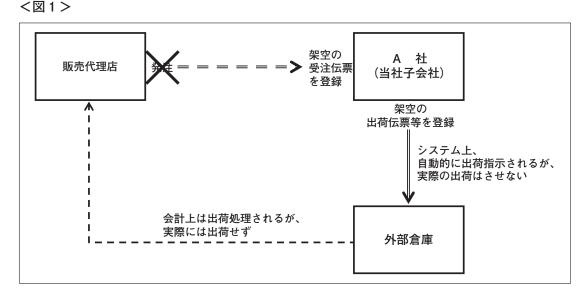
をリベートとして支払っていた。リベートの会計処理は、一旦、リベート控除前の金額で売上を計上した上で、リベート額が確定した時点で売上額からリベート額を控除する方式を採用していたが、同社は業績をよく見せかけるため、一部のリベートについて売上を控除する会計処理を行わず、売上及び売掛金を過大に計上した。

なお、本事例の不正の背景として、当社の 子会社に対するモニタリング及び監査体制の 不備、子会社内の牽制機能の不備が指摘され ている。

○ 土地の過大計上(事例12)

本件は、土地の取得費用として支出済みの 金額について、取得を断念することとなった 後も損失処理することなく、その後に取得し た別の土地の取得費用であることとして合算 することにより、土地を過大に計上したもの である。

当社は、当社の取引先(A社)との間で不動産コンサルタント契約及びX土地に係る不動産仮売買契約を締結した上で、A社に対してX土地取得のために不動産売買手付金等を支払い、当該取得費用を建設仮勘定として資産計上した。



その後、X土地の取得を断念することとなった際に、本来は、支出済みの取得費用を全額損失処理すべきであったところ、これを行わず、建設仮勘定のまま資産を計上し続けた。

さらに、当社は、Y土地を取得する際に、 地権者から直接購入することが可能であった にもかかわらず、A社を介在させ、A社が支 払った土地の取得費用にX土地の取得費用を 上乗せした価額で購入することにより、X土 地の取得費用をY土地の取得費用に合算し た。

これにより、当社は、X土地の取得費用の 損失計上を回避し、Y土地を過大に計上した (図2参照)。

なお、本事例の不正の背景として、企業風土・意識の問題(会社トップからの黒字決算維持に係る重圧)、経営管理組織の機能不全が指摘されている。

売上の取消処理の未済(前受金の過少 計上)(事例15)

本件は、学習塾の経営等を行っていた当社が、毎月の授業料の請求等をもって計上した 売上について、未実施の授業数に対応する入 金額を前受金として処理することなく、売上 を過大に計上するなどしたものである。

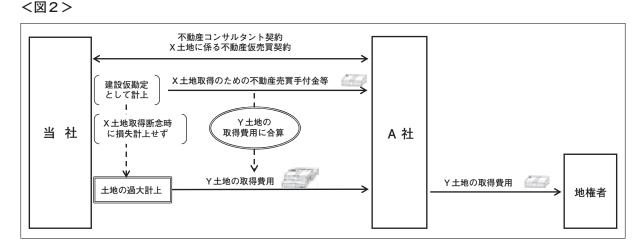
当社は、各事業年度末において未実施の授 業数に対応する入金額は、本来、前受金とし て処理した上で、売上を取り消すべきであっ たところ、①前日までに事前連絡のないまま、 授業当日に生徒が欠席したこととする(「当 日欠席」)、②授業実施の有無が記録されるア ルバイト講師に代わって、専任講師や社員が 授業を実施したこととする(「社員授業」)及 び③志望校に合格して退会した生徒について 未実施の授業数が残っていた場合等には、そ の生徒の保護者から「納入済みの授業料の返 還は不要」との明示又は黙示による了解を得 たこととする(「ご祝儀」)等の処理を行い、 授業料の返還義務が発生しなかったものと仮 装することにより、売上を過大に計上した(図 3参照)。

なお、本事例の不正の背景として、業績至 上主義の企業風土、管理部門の機能不全が指 摘されている。

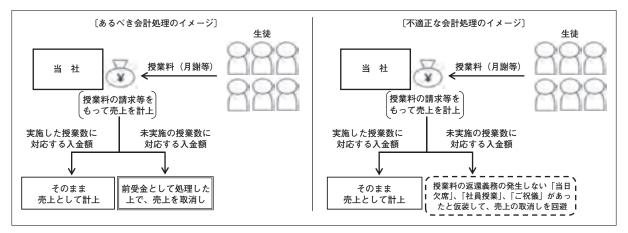
4. 開示検査の今後の課題

開示検査の運営に当たっては、市場を取り 巻く状況が変化していることを意識しつつ、 次のような視点に立って開示検査の多様化と 高度化を図るように努めることとしている。

第一に、虚偽記載を行った上場企業等が自 律的かつ迅速に正しい企業情報を市場に提供 できるよう、企業自身の適正な取組みを促す とともに、関係者への働きかけを強化してい く。その際には、必要に応じて、虚偽記載等 の原因となった内部管理上の問題も指摘し、



<図3>



改善を求めていく。

第二に、クロスボーダーの取引に係る不適 正な会計処理等の疑義に対しては、海外証券 規制当局とも連携しつつ、実態を把握するた めの情報収集に努める。また、デジタルフォ レンジック(パソコンや携帯電話等の電子 機器に保存されている電磁的記録の保全・復 元・解析・証拠化を行う検査手法・技術)を 積極的に活用するなど、引き続き検査能力の 向上を図っていく。

5. おわりに

公正・透明な証券市場を支えるのは、適正

なディスクロージャーであることは言うまで もなく、各企業が適正な開示を行うためには、 企業自身の内部監査や監査役監査が有効に機 能していることが不可欠である。

事例集で紹介した個別事例においても、不 正が行われた背景として、代表取締役など特 定の役員に権限が集中し、社内牽制機能が働 いていなかったことや、監査部門の体制不 備・機能不全などが指摘されている。こうし た事態を未然に防ぐためにも、監査部門が、 独立した立場において実効性のある監査を行 うことが期待される。

本事例集が監査に携わる方々の参考となれ ば幸いである。